平成２５年（フ）第５１２号
京都府木津川市梅美台１丁目６番地５　グランファミーユＣ―ルミエール203号
債務者　猪尾　充弘
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８６０号
京都市左京区一乗寺南大丸町64番地　ハイムノーブル303号室
債務者　中川　大輔
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９４４号
京都市伏見区桃山町遠山95番地16
債務者　徳田　暁彦
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９７８号
京都市右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町30番地９、前住所京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町22番地137
債務者　西村　智子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９１号
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科市営住宅東館３棟501号室、前住所京都市山科区西野後藤12番地１　セジュールつつみＢ101号室
債務者　田上　千穂（旧姓倉橋）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２３号
京都府長岡京市今里川原７番地32
債務者　松田　正人
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２４号
京都市右京区花園寺ノ内町２番地17
債務者　梅村利津子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２８号
京都市西京区上桂北ノ口町243番地　ベスト・サークル４Ｈ
債務者　太野垣稔也
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目24番１―507号
債務者　藤原　久康
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８８号
兵庫県川西市加茂３丁目11番９号、前住所兵庫県尼崎市大西町３丁目１番34号グローバル立花405
債務者　樋口　智也
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７６号
兵庫県尼崎市神田中通３丁目56番地の１　竹馬ビル210、前住所兵庫県尼崎市昭和南通４丁目44番地　ダイアパレス105
債務者　内田　義仁
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２２号
兵庫県芦屋市南宮町１番13―602号、前住所兵庫県芦屋市呉川町３番９号　ベルセゾン芦屋202号
債務者　竹口　信男
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５２３号
兵庫県芦屋市若葉町４番１―1012号
債務者　中沢　智美（旧姓赤松）
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３１号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目76番地　メゾンプロムナード502号
債務者　佐藤サツキ
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６０号
奈良市西大寺赤田町１丁目４番13―205号
債務者　井上　雄介
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３４６号
奈良県生駒市小瀬町101番地１　メゾンコンフォール306
債務者　石田　則子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７７号
広島県尾道市向島町5088番地18
債務者　中野　　徹
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係